



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

令和6年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第2期納期限

国民健康保険課徴収係

☎ 内線 3717・3722

令和6年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第2期納期限は9月2日（月）です。納め忘れに注意ください。

健診受診で3千円相当の市の特産品・商品券をゲット

浦添市保健相談センター

☎ (875) 2100

対象 国民健康保険に加入している19歳～74歳（応募日時点）

応募の流れ

①ポイントカードをゲット

配布場所 浦添市保健相談センター、浦添市役所（総合案内窓口）

②100ポイントためよう

【70P】特定健診を受ける（40歳～74歳）

【80P】健康診査を受ける（19歳～39歳）

（右記いずれかは必須項目）

【各20P】健診結果に基づく保健指導を受ける、歯周病検診または歯科検診を受ける

【各10P】各がん検診受診胃・肺・大腸・子宮・乳がん

③応募しよう

暮らし・環境・福祉

台風時のごみ収集について

☎ (876) 1250

環境保全課

台風が発生している時は、台風に関する情報をこまめに入手し、事前に台風対策を行うようにしましょう。台風接近に伴い天候が荒れた場合は危険です。次回の収集日にごみを出すようご協力をお願いします。なお、暴風時におけるごみの収集業務は、次のとおりです。

①午前8時時点で、バスが運行停止している場合は、運行開始までごみ収集はありません。
②バスが午前8時から正午までの間に運行を開始した場合、運行開始時刻より、ごみ収集を行います。

③ 正午以降にバスが運行開始しても、その日の収集はありません。
④ 午前8時以降にバスの運行が停止した場合は、運行停止時刻をもって、ごみ収集を中止します。
※ごみ収集が中止となった場合は、臨時収集はありませんので、次回の収集日にごみを出してください。

浦添市重度心身障害者（児）医療費助成について

☎ (876) 1709

障害がい福祉課

医療費助成の対象者

市内に住所がある人（ただし他市町村から市内施設に入所している人は除く）、もしくは本市から他市町村の施設に入所している人で、健康保険に加入している人のうち左記のいずれかに該当する人
・身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1・A2
※一定の所得制限あり

助成金の受給方法

①自動償還払い

県内の協力医療機関で受給資格者証を提示して受診した医療費は、市役所窓口での申請は不要です。

②市役所窓口での申請

自動償還に対応していない医療機関で受診した場合や、入院時の居住費、訪問看護、はり、きゅう、あんま、整骨院を利用した場合等は、市役所窓口での

子育て・教育

保育所・子ども園保育料等の集金代行業務委託のお知らせ

☎ (876) 1281

子ども未来課

市では、現年度と前年度を除く滞納保育料等の徴収率向上と事務の効率化を目指し、集金代行業務委託を行っています。今年度も市立保育所、市立子ども園および法人保育園の保育料等が対象になります。今後とも、安定運営のため保育料等の期限内納付にご協力をお願いします。

委託先 株式会社 沖縄債権回収サービス

物価高騰に伴う支援給付金

浦添市臨時給付金コールセンター
☎ 0120(098)115

詳しくはこちら▶



対象者には、7月16日（火）に確認書を送付しています。内容を確認し、必要場合は**令和6年10月18日（金）**※必着までに返信ください。

※令和6年6月3日時点で浦添市に住民登録がある人が対象
※住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除く

A: 10万円/世帯 支給対象者※支給要件あり

住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円の支給を行います。

支給対象者

- 令和6年度の住民税が非課税世帯の世帯主
- 令和6年度の住民税が均等割のみ課税世帯（均等割のみ課税の人で構成される世帯、または均等割のみ課税の人および非課税の人で構成される世帯）の世帯主

※以下に該当する場合は対象外です。

(a)令和5年度に実施した非課税世帯への7万円給付対象、または均等割のみ課税世帯への10万円給付対象となった世帯

(b)(a)の対象世帯の世帯主であった者を含む世帯

B: 5万円/児童 支給対象者※支給要件あり

18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる子育て世帯に対し、児童1人あたり5万円の支給を行います。

支給対象者

上記Aの対象世帯の児童

※基準日（令和6年6月3日）以降に生まれた新生児も対象です。また、別世帯で扶養している児童がいる場合も対象となる場合があります。

※離婚やDV等で市内に避難されている人は対象になる場合があります。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

申請が必要です。

※領収書は診療月の翌月から1年以内のものが有効です。

受給資格者証の更新について

現在、受給中の皆さまには、新しい受給資格者証をそろそろを郵送しています。まだ届いていない人はご連絡ください。

「水道の用途確認」について

☎ 上下水道部 営業課

☎ (877) 8460

☎ (877) 8476

水道料金の単価等は、水道の使用目的（用途）によって異なります。

【家事用】主に家庭用として水道を使用する場合

【営業用】営業または営業に付随する目的で水道を使用する場合（会社・店舗・畑・工場等）

【臨時用】工事等（解体含む）、興行、売店等短期間臨時で水道を使用する場合

【連合用】1個の市水道メーターを2世帯以上で使用する場合（店舗等は含まない）。適用基準を満たす場合は申請により適用を受けることができます。

※用途は、検針時に配布する「検針のお知らせ」に記載されています。住宅の改築、増築等を行う場合は用途の確認をお願いします。



▲詳しくはこちら

第64回「下水道の日」

☎ 上下水道部 水道総務課

☎ (877) 0420

毎年9月10日は「下水道の日」です。私たちの生活に欠かせない「下水道」について、今一度考えてみませんか？

8月26日（月）～30日（金）の期間、市役所1階ATM前市民ホールで「下水道パネル展」や「下水道クイズ」を行います。クイズに全問正解した人の中から抽選で2人に下水道グッズを差し上げます！ぜひご参加ください！



▲詳しくはこちら

令和6年「緑の募金」の報告とお礼

☎ 美らまち推進課

☎ (876) 1243

令和6年「緑の募金運動」は市民の皆さまのご理解とご協力のもとに実施され、111万1699円の募金が集まりました。本当にありがとうございます。

市民の皆さまから寄せられましたこの募金は、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会にて取りまとめられ、さらに緑化の国際協力等の事業を推進するために活用されます。今後とも、緑の募金運動へのご理解とご協力をお願いします。

那覇市西一丁目一九番七号

児童扶養手当の現況届

☎ とも家庭課

☎ (876) 1730

児童扶養手当の受給者は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。届け出がない場合、11月以降の手当が受けられなくなります。

【受付期間①】8月1日（木）～25日（日）※8月25日（日）以外の土日祝日を除く

受付場所 市役所9階

予約開始 7月18日（木）

※届け出は原則事前予約受け付けとなります。対象者には現況届の案内通知と併せて二次元コードを送付しています。予約の締切は各予約日の2日前までとなりますので、ご注意ください。

当日受け付けも行いますが、待ち時間が長くなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

休日受付 8月25日（日）

夜間受付 9階での受け付け

期間中の火・木曜日は午後5時10分から7時30分まで時間を延長し受け付けします。

※夜間受け付けは完全予約制のため、当日受け付けはありません。

【受付期間②】8月26日（月）～30日（金）

受付場所 市役所2階 とも家庭課

※届け出は当日受け付けのみとなります（事前予約はできません）。

※8月31日までの消印有効（切手代はご負担ください）。

【郵送受付】令和6年度の児童扶養手当が全部支給停止となる見込みの対象者は、現況届を郵送で行うことができます。

郵送受け付けが可能な人は、事前通知に返信用封筒を同封しますので、郵送での提出をご検討ください。

※8月31日までの消印有効（切手代はご負担ください）。



▲予約はこちら

児童手当制度が改正されます

☎ とも家庭課

☎ (876) 1280

児童手当制度の改正により、令和6年10月分（令和6年12月支給分）から新たに支給対象となる人がいます。

【例】

・高校生年代の児童のみを養育している人
・所得上限額超過により児童手当（特例給付）の対象外である人など

新たに支給対象となる人には、8月中に本市よりお知らせを送付します。お知らせが届いた人は、早めの申請をお願いします。

※すでに児童手当を受給している人は、原則手続きは不要です。